

平成 30 年 定例会 9 月 定期議会 総務企画常任委員会調査報告書

○委員会報告（6月8日）…………… -3-
所管事務調査 1. 6月定期議会中における調査事項について

○委員会報告（6月13日）…………… -4-
所管事務調査 1. 6月定期議会所管議案及び補正予算について
＜消防本部・総務部＞
2. その他

○委員会報告（6月14日）…………… -9-
所管事務調査 1. 6月定期議会所管議案及び補正予算について
＜水道事業所・企画部＞

○委員会報告（6月19日）…………… -12-
所管事務調査 1. 6月定期議会上程案件について
＜総務部＞
2. 委員会報告について
3. その他

○委員会報告（7月12日）…………… -14-
所管事務調査 1. 入札制度について
2. 専決処分について
＜総務部＞
3. 行政視察について（事前調査）

○行政視察報告（7月25日～7月27日）…………… -17-
1. 北海道旭川市
■公共交通計画について
2. 北海道東川町
■ひがしかわ株主制度、移住定住促進、
『写真の町』によるまちづくりについて
3. 北海道岩見沢市 について
■公共施設マネジメントについて

○委員会報告（8月21日）…………… -26-
所管事務調査 1. 議会による事務事業評価（委員評価）について
＜企画部・総務部＞

○委員会報告（8月23日）…………… -27-
所管事務調査 1. 議会による事務事業評価（委員会評価）について

平成30年10月3日
総務企画常任委員会

総務企画常任委員会報告書（要点記録）

1. 期 間 平成30年6月8日（金）午後4時46分～午後5時3分
2. 場 所 登米市役所迫庁舎第1委員会室
3. 事件及び目的
（1）6月定期議会中における調査事項について
4. 出席者 副委員長 氏家英人
委員 佐々木好博、熊谷和弘、武田節夫、佐藤恵喜
（議会事務局）千葉敬子

5. 概 要

（1）6月定期議会中における調査事項について

協議の結果、下記のとおり調査することに決定した。

- 6月13日（火） ・ 6月定期議会所管議案及び補正予算について
消防本部、総務部
- 6月14日（水） ・ 6月定期議会所管議案及び補正予算について
水道事業所、企画部
- 6月19日（金） ・ 委員会報告について

総務企画常任委員会報告書（要点記録）

1. 期 間 平成30年6月13日（水）午後1時35分～午後4時8分
2. 場 所 登米市役所迫庁舎第1委員会室
3. 事件及び目的
 - (1) 6月定期議会所管議案及び補正予算について
 - (2) その他
 - <消防本部><総務部>
4. 出席者 委員長 岩淵正宏、副委員長 氏家英人
委員 佐々木好博、須藤幸喜、熊谷和弘、武田節夫、佐藤恵喜
(消防本部) 消防長 鈴木秀彦、消防次長 佐々木広喜
消防総務課長 清水俊宏、警防課長 大森透、
指令課長 佐々木章弘
(総務部) 部長 中津川源正、次長兼税務課長 高橋洋、
危機管理監 脇本章、総務部参事 遠藤仁、法制専門監 三浦健一、
市長公室次長 幡江健樹、市長公室室長補佐 佐藤貴光、
人事課長 佐藤靖、人事課副参事兼課長補佐 高橋紀元、
総務課長 菅原和夫、契約専門監 佐々木美智恵、
防災課長 富士原孝好、収納対策課長 工藤郁夫
(市民生活部) 国保年金課長 伊藤幸太郎、国保年金課課長補佐 長谷勝
(議会事務局) 千葉敬子
5. 概 要 (別紙のとおり)
6. 所 見 (別紙のとおり)

(1) 6月定期議会所管議案及び補正予算について

○概要

消防本部及び総務部における6月定期議会上程案件について調査を行った。

<消防本部>

【報告第8号】 繰越明許費繰越計算書について

防火水槽設置事業において、施工時に多量の湧水が確認されたことから、その対策及び処理に不測の日数を要したため翌年度に繰越するもの。

【報告第23号】 専決処分について（交通事故）

交通事故による損害賠償額を定め和解することについて専決処分したもの。

【議案第60号】 財産の取得について（消防ポンプ車CD-1型）

消防ポンプ車CD-1型購入契約を締結するにあたり、議会の議決を求めるもの。

【議案第42号】 平成30年度一般会計補正予算（第1号）

総務費雑入でコミュニティ助成事業助成金400千円増額、消防費において、コミュニティ助成に要する経費としてコミュニティ助成事業補助金を増額補正するもの。

<総務部>

【報告第13号】 登米市税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

[改正内容]

地方税法等の一部改正に伴い、市民税及び固定資産税の改正を行うもの。

市民税	<p>①個人所得課税の見直し⇒平成33年度個人市民税から適用</p> <ul style="list-style-type: none">・ 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替・ 給与所得控除の見直し・ 公的年金等控除の見直し・ 公的年金等収入以外の所得金額が1,000万円超の控除額を下げる。・ 基礎控除の見直し <p>②たばこ税の見直し</p> <ul style="list-style-type: none">・ たばこ税率の引上げ・ 加熱式たばこの課税方式の見直し
-----	---

固定資産税	①土地の負担調整措置 ②措置年度における価格の下落修正 ③バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の減額措置を創設
-------	---

【報告第 14 号】 登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

〔改正内容〕

平成 30 年度から県が国民健康保険の財政責任主体になることに伴い、保険税を県に納付金として納付することになったため、国民健康保険税の課税額の算定内容について、「県の納付金に要する費用」を基礎課税額（医療分）、後期高齢者支援金分、介護納付金分に整理するもの。

【報告第 15 号】 登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

〔改正内容〕

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援が延長されたことに伴う改正。該当する被保険者の国保税の免除措置等の期間を延長するもの。⇒登米市該当なし。

【報告第 22 号】 登米市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

〔改正内容〕

地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴う改正。個人事業者又は法人が、地方活力向上地域特定業務設備整備事業の実施に関する計画を作成し、知事の認定を受けた認定事業者となる期間が延長されたことにより条例においても不均一課税の対象となる認定事業者の認定を受ける期間を延長するもの。⇒現在のところ申請なし。

【報告第 23 号】 専決処分の報告について（交通事故）

〔改正内容〕

交通事故による損害賠償額を定め和解することについて専決処分したもの。

【議案第 51 号】 登米市税条例の一部を改正する条例について

〔改正内容〕

地方税法等の一部改正に伴い、本市税条例等について改正するもの。

固定資産税

- ①課税標準の特例措置の改正
 - ・附則第 10 条の 2
- ②中小企業設備投資の支援の創設

【議案第 52 号】 登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について〔改正内容〕

地方税法等の一部改正により、医療分に係る課税限度額を 58 万円（現行 54 万円）に引き上げるとともに、軽減判定所得を 5 割軽減で一人当たり 5 千円、2 割軽減で 1 万円拡大する。納税義務者の負担軽減を図るため、税率を引き下げるもの。

【議案第 57 号】 登米市行政不服審査会条例の一部を改正する条例について〔改正内容〕

平成 30 年 4 月 1 日付けの組織改編に伴い、行政手続に係る事務を、総務部市長公室で分掌するため、条例の一部を改正するもの。

【議案第 42 号】 平成 30 年度登米市一般会計補正予算（第 1 号）

総務費雑入でコミュニティ助成事業助成金 14,000 千円増額、消防費において、コミュニティ助成に要する経費としてコミュニティ助成事業補助金を増額補正するもの。

【議案第 45 号】 平成 30 年度登米市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）

他会計繰入金を 9,792 千円増額、諸支出金において土地開発基金の管理に要する経費として土地開発基金繰出金を増額補正するもの。

（2）その他

<消防本部>

○財産の取得について（高規格救急自動車）

高規格救急自動車購入契約の締結について、6 月定期議会に追加上程するため、内容について説明を受けた。

○指令センター装置一部更新事業

平成 20 年度から使用している指令センター装置が保守期限満了を迎えることから、平成 31 年度に更新工事を実施するもの。総事業費 156,430 千円（見込）で合併特例債で整備する。今後の機器更新もあることから、財政課と相談しながら進めている。

○市町村の消防の広域化について

消防の広域化に関する基本方針の一部改正が行われ、広域化対象市町村が指定され、市町村消防の広域化推進期限が平成 36 年 4 月 1 日に変更された。

[今後の動き]

- ・「消防力カード」を作成し、消防本部単位で消防力を見える化する。
- ・今年度中に市町村消防広域化案の再検討と推進計画の再策定を行う。
- ・来年度から広域化実現の具体的な取り組みが始まる。

<総務課>

○緊急告知ラジオについて

配布状況と難聴地域の対策について説明を受けた。配付は約 8 割の状況であり（6 月 8 日現在）、6 月中旬に完了予定。難聴区域はおよそ 100 件程度で、対策を検討し対応している。

○ 所 見

議案（報告含む。）及び補正予算については特に異議はなく妥当と認められる。

報告第 23 号の救急車の事故の件については、物損事故にとどまったが交差点進入時の安全確認については最大限の注意を要し搬送するよう強く求めるものである。

消防事業については、県の方針として、県内 3 ブロックの構想での広域化推進期限が平成 36 年に変更され、検討を進めていく方向にある。安易に財政面の軽減目的だけにならないよう、広域化により消防力が強化され、地域の安全安心が向上するのかどうか十分検討し、取り組まれない。

また、平成 31 年度に、指令センター装置の更新事業 1 億 5 千万円もの事業費が予想されている。合併特例債が活用できるようであるが、広域化につなげる前段の整備であれば、県や国の支援も受けられるよう、研究・検討・折衝等、講ずる必要がある。

最後に、緊急告知ラジオの難聴区域対策は早急に対処するよう望むものである。

総務企画常任委員会報告書（要点記録）

1. 期 間 平成30年6月14日（木）午前10時58分～午後3時
2. 場 所 登米市役所迫庁舎第1委員会室
3. 事件及び目的
（1）6月定期議会所管議案及び補正予算について
＜水道事業所＞＜企画部＞
4. 出席者 委員長 岩淵正宏、副委員長 氏家英人
委 員 佐々木好博、須藤幸喜、熊谷和弘、武田節夫、
佐藤恵喜、熊谷憲雄
（水道事業所） 所長 羽生芳文、水道管理課長 千葉智浩、
水道管理課課長補佐 及川道弥、課長補佐兼業務係長 鈴木良彦、
課長補佐兼経営管理係長 伊藤奈美、出納管財係長 高橋久恵
水道施設課長 小林昭広、課長補佐 佐々木隆
課長補佐兼施設整備係長 鈴木安宏、施設維持係長 高橋広人
（企画部） 部長 佐藤裕之、次長 平山法之
企画政策課長 小野寺仁、企画政策係長 伊藤宏一
市民協働課長 佐藤幸子、地域振興係長 小野寺祐喜
財政課長 高橋一真、課長補佐兼財政一係長 遠藤林市
（議会事務局） 千葉敬子
5. 概 要（別紙のとおり）
6. 所 見（別紙のとおり）

(1) 6月定期議会所管議案及び補正予算について

○概要

水道事業所及び企画部における6月定期議会上程案件について調査を行った。

<水道事業所>

【報告第9号】 平成29年度登米市水道事業会計継続費繰越計算書について
下り松ポンプ場整備事業において、継続費年割額の通次繰越し及び予算繰越しするもの。

【議案第47号】 平成30年度登米市水道事業会計補正予算（第1号）
保呂羽浄水場再構築事業2,660万円の増額。保呂羽浄水場再構築事業基本設計等業務を債務負担行為補正。

<企画部>

・補正予算

(一般・特別会計補正予算の概要)

一般会計については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億4,455万円を増額。
歳入では、認定こども園施設整備交付金などの国庫支出金1,123万円、経営体育成支援事業補助金などの県支出金4,054万円、財政調整基金繰入金5,337万円などを増額。

歳出では、認定こども園等施設整備事業2,488万円、病院事業会計への繰出金2,067万円、経営体育成支援事業3,995万円などを増額。また、債務負担行為補正として追加1件、地方債補正として追加1件、変更1件を計上。

特別会計では、国民健康保険特別会計の歳出で、給付費の見通しに基づき保険給付費3億2,768万円などを減額。歳入では、国民健康保険税2億7,825万円、県支出金3億2,768万円などを減額する。財政調整基金繰入金2億8,332万円などの増額を、介護保険特別会計の歳出では、地域支援事業費75万円を増額。

土地取得特別会計の歳出では、土地開発基金への繰出金979万円の増額を、宅地造成事業特別会計の歳出では、土地取得特別会計への繰出金など1,440万円を増額。

企業会計については、水道事業会計で保呂羽浄水場再構築事業2,660万円の増額と債務負担行為補正として追加1件、病院事業会計で医療情報システム導入などの建設改良費2億8,877万円の増額と債務負担行為補正として追加1件、企業債補正として追加1件を計上。

○各種会計予算総括表

(単位：千円)

会計名		補正前	今回補正	補正後
1	一般会計	53,667,306	144,558	53,811,864
2 特別 会計	(1)国民健康保健	9,158,009	△323,040	8,834,969
	(2)後期高齢者医療	833,519		833,519
	(3)介護保険	10,192,916	581	10,193,497
	(4)土地取得	137,084	9,792	146,876
	(5)下水道事業	4,882,250		4,882,250
	(6)宅地造成事業	167,987	14,400	182,387
	小計	25,371,765	△298,267	25,073,498
3 企業 会計	(1)水道事業	3,839,947	26,600	3,866,547
	(2)病院事業	10,027,946	288,776	10,316,722
	(3)老人保健施設事業	490,441		490,441
	小計	14,358,334	315,376	14,673,710
合計		93,397,405	161,667	93,559,072

(歳出)

[コミュニティ助成事業 12,100千円]

宮城県から事業採択された3事業に対するコミュニティ助成事業補助金の増額。

一般コミュニティ助成事業 葛籠渕地区コミュニティ推進協議会（登米）
南大畑行政区（南方）

コミュニティセンター助成事業 迫友愛団地自治会（迫）

[地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業 1,500千円]

（一財）地域活性化センターから事業採択された豊里コミュニティ推進協議会に対する地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業補助金の増額。

【議案第58号】 工事請負契約の締結について

登米祝祭劇場舞台音響設備改修工事請負契約を締結するにあたり、議会の議決を求めるもの。

【議案第61号】 登米市辺地総合整備計画の策定及び変更について

平成30年1月に登米市総合計画実施計画を見直したことに伴い、3辺地（大浦・上沢・嵯峨立）に係る総合整備計画を策定するとともに、2辺地（駒林・庚申）に係る総合整備計画を変更することについて、議会の議決を求めるもの。

【議案第62号】 登米市過疎地域自立促進計画の変更について

平成30年1月に登米市総合計画実施計画を見直したことに伴い、登米市過疎地域自立促進計画を変更することについて、議会の議決を求めるもの。

総務企画常任委員会報告書（要点記録）

1. 期 間 平成30年6月19日（火）午前9時58分～午前11時48分
2. 場 所 登米市役所迫庁舎第1委員会室
3. 事件及び目的
 - (1) 6月定期議会上程案件について
＜総務部＞
 - (2) 委員会報告について
 - (3) その他
4. 出席者 委員長 岩淵正宏、副委員長 氏家英人
委 員 佐々木好博、須藤幸喜、熊谷和弘、武田節夫、
佐藤恵喜
(総務部) 部長 中津川源正、市長公室次長 幡江健樹
市長公室室長補佐 佐藤貴光、総務課長 菅原和夫
契約専門監 佐々木美智恵、人事課長 佐藤靖
(議会事務局) 千葉敬子
5. 概 要 (別紙のとおり)
6. 所 見 (別紙のとおり)

(1) 6月定期議会上程案件について

○概要

総務部から6月定期議会に追加上程される案件について調査を行った。

<総務部>

【同意第4号】 教育委員会委員任命につき同意を求めることについて
教育委員会委員の任命を行いたく議会の同意を求めるもの。

【議案第63号】 平成30年度登米市一般会計補正予算（第2号）
立地適正化計画基礎調査事業197万円を追加し、財源として財政調整基金繰入金を増額。

【議案第64号】 財産の取得について（高規格救急自動車）
高規格救急自動車購入契約を締結するにあたり、議会の議決を求めるもの。

(2) 委員会報告について

6月定期議会における委員会報告書について、内容及び所見の確認を行った。

(3) その他

○議会による事務事業評価

委員長より、正副委員長会議で話し合われた「議会による事務事業評価」について、委員に内容説明がなされた。

常任委員会活動の一環として、所管の事務事業を深掘り調査し、提案できるよう取り組むことを確認した。7月中に対象事業を選定する。

○行政視察

今年度の行政視察の内容について検討した。

総務企画常任委員会報告書（要点記録）

1. 期 間 平成30年 7月12日（木）午前10時00分～午前11時53分
2. 場 所 登米市役所迫庁舎第1委員会室
3. 事件及び目的
 - （1）入札制度について
 - （2）専決処分について
＜総務部＞
 - （3）行政視察について（事前調査）
4. 出席者 委員長 岩淵正宏、副委員長 氏家英人
委 員 佐々木好博、須藤幸喜、熊谷和弘、武田節夫、
（総務部）部長 中津川源正、市長公室室長補佐 佐藤貴光
総務課長 菅原和夫、契約専門監 佐々木美智恵
（議会事務局）千葉敬子
5. 概 要（別紙のとおり）
6. 所 見（別紙のとおり）

(1) 入札制度について

<総務部>

迫児童館新築工事の工事請負契約の締結に関して、委員会付託となり、総務企画常任委員会で入札・契約手続きについて調査を行った。その際、市の入札・契約事務について検討を求める旨、意見を付し委員会報告書を提出した。

その後、執行部において検討がなされ、新しい入札制度が8月から施行されることになった。その内容について調査を行った。

○最低制限価格設定の見直しについて

市が発注する建設工事等においては、最低制限価格を設定している。最低制限価格の算定基準は、国の基準に準拠した内容で「登米市最低制限価格制度実施要綱」により設定している。

積算資料や入札結果の公表などによって、業者が高い精度で積算することによる最低制限価格と同額、又は近傍価格での応札があることから、最低制限価格の設定方法を見直すもの。従来の最低制限価格算定基礎額に、「ランダム係数」（電子入札システムにより無作為の数値）を乗じ、最低制限価格を設定する。

応札後に最低制限価格が決定されるため機密性が高まるとともに、ランダム係数を活用するため、最低制限価格が推測されにくくなる。

○低入札価格調査制度の導入について

市が発注する建設工事等においては、入札及び契約の適正化、品質の確保を目的に「最低制限価格制度」を実施し、最低制限価格を下回る応札は失格としている。

失格となる業者の中には、最低制限価格の近傍価格で失格になっているケースがある。自治体契約の経済性の観点から、低入札価格調査制度を導入するもの。

低価格入札による品質低下やダンピング受注の防止を目的として、基準となる価格（調査基準価格）を定め、それを下回った価格を提示した業者に対し、その価格で適正な履行がなされるか否かを調査した上で落札者を決定するもの。

(2) 専決処分について

7月特別議会に上程予定の専決処分について（交通事故）説明を受けた。

(3) 行政視察について（事前調査）

行政視察の日程・視察内容・視察先等を確認し、視察先の取り組みについて、事前調査を行った。

(4) 議会による事務事業評価について

総務企画常任委員会として評価する対象事業の検討を行った。

○ 所 見

迫児童館新築工事の落札価格が最低制限価格と同額となったことで、2月定期議会で議員から入札過程に疑念を示す質疑が相次いだ。そのため議会は採決を見送り「価格設定の方法などを再調査する必要がある」とし、総務企画常任委員会に付託した。付託を受けて入札・契約手続きについて調査を実施、新たな入札・契約事務について検討するよう委員会報告を提出、市では新たな入札制度を8月から施行することとなった。

3億円近い工事の入札で、最低制限価格と千円単位まで一致するのは市民感覚的にはありえないことだと考える。業者の積算精度が高くなっているとはいえ、市民に疑念を持たれないよう、8月から導入する新たな入札制度に期待する。

総務企画常任委員会行政視察報告書（要点記録）

1. 期 間 平成30年7月25日（水）～7月27日（金）

2. 視察先及び内容

- (1) 7月25日（水） 午後1時30分～午後2時45分
北海道旭川市 「公共交通計画について」
- (2) 7月26日（木） 午後1時30分～午後3時30分
北海道東川町 「ひがしかわ株主制度、移住定住促進、
『写真の町』によるまちづくりについて」
- (3) 7月27日（金） 午前9時30分～午前11時00分
北海道岩見沢市 「公共施設マネジメントについて」

3. 目 的

先進地における各取組を調査し、本市事業との比較及び導入の可能性などについて検討する。

4. 出席者 委員長 岩淵正宏、副委員長 氏家英人
委 員 佐々木好博、須藤幸喜、熊谷和弘、武田節夫、
佐藤恵喜
執行部2名、事務局1名
(北海道旭川市) 議会事務局長、地域振興部都市計画課長、
都市計画課担当、議会事務局担当
(北海道東川町) 町長 松岡市郎、副町長 市川直樹
議長 高橋昭典、副議長 大澤聰
議会事務局長、東川ブランド発信課長、定住促進課担当
(北海道岩見沢市) 議長 井幡修一、企画財政部企画室企画調整担当
議会事務局担当

5. 概 要（別紙のとおり）

6. 所 見（別紙のとおり）

(1) 北海道旭川市 「旭川市の公共交通計画について」

○概要

[市の概況]

旭川市は道北上川地方中部に位置する中核市であり、交通の要所である。平成27年国勢調査人口は339,605人、面積は747.66km²となっている。

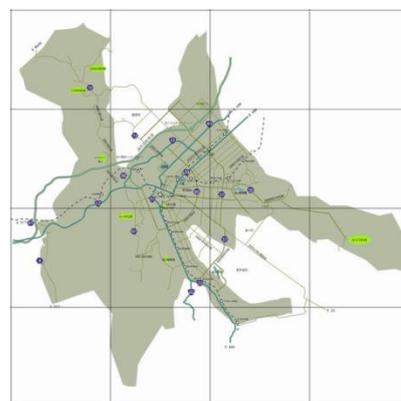
[目的]

交通弱者に対する公共交通計画の取組について、いち早く貨客混載を取り入れた旭川市の取組について調査を行った。

[取組内容]

旭川市の形状は周辺町村を取り込みながら形成されてきたこともあり、四方に腕を伸ばしたような形をしている。

市街地は半径5km程度に配置されており、都市機能は集約している分、市街地と周辺地域を結ぶ公共交通が重要な役割を担っている。



▼公共交通の課題と経緯

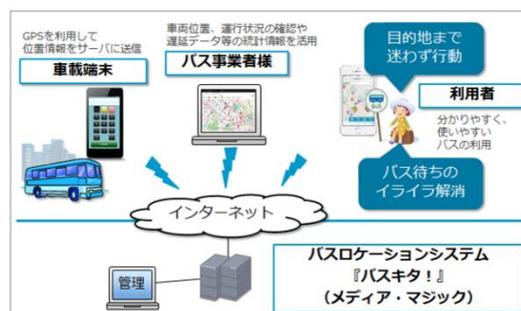
旭川市の住民の足として主要な役割を担ってきたのがバスである。現在2社により運行されているが、この2社は、もともとのバス会社と、以前路面電車を運行していた会社がバス会社へと転向した会社の2社で、それぞれの経営方針の元、運行されてきた。

しかし、時代変遷の過程で、利用者減少による経営の圧迫、市民の移動ニーズへの対応不足などが問題となり、バス交通の活性化と地域公共交通の維持・存続に向け、平成20年度に「旭川市バス交通活性化計画」を策定。

その後、平成25年度には公共交通全体を取り巻く情勢変化にも対処する必要が出てきたため、総合的な公共交通計画「旭川公共交通ランドデザイン」を策定した。

▼具体的なバス施策

これまでバス会社2社の連携不足が市民サービスの足かせとなっていたが、公共交通ランドデザインにより方向性が示され、それまで2社でそれぞれだったICカードの共通化が図られた。また、バスロケーションシステムの導入により、バスの位置情報や運行状況が利用者に逐次分かるようになり、バス利用の利便性が向上した。



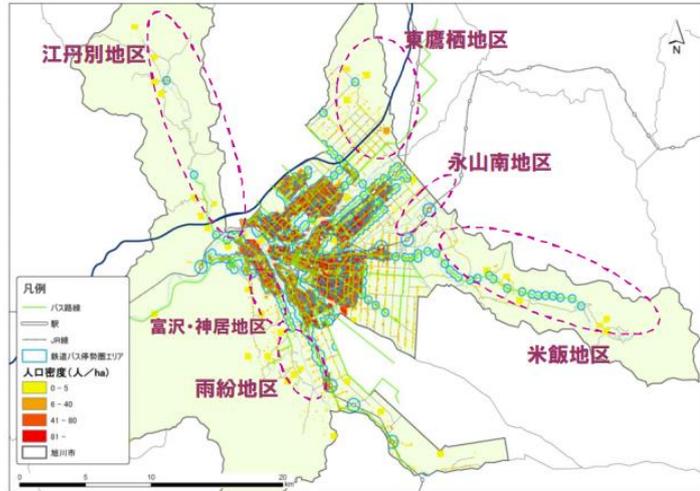
▼コンパクトシティ・プラス・ネットワークへ向けて

もともと旭川市では米飯地区と中心部との交通連絡に問題を抱えていた。

市中心部と米飯地区主要集落までは 28 km の距離があり、主要路線をバスが運行してきたが、利用者が減る一方、自家用車にも乗れず交通手段も持たない高齢者が増える状況に対応しなければならなくなった。

米飯地区のバス路線の赤字は平成 22 年度には市が 480 万円を負担するも、会社の赤字額は 400 万円を超える状況となっていた。

そこで市は、平成 23 年度よりデマンド型交通の検討に入り、1 年間の実証試験の後に平成 25 年度からは米飯地区のバス路線を廃止、ジャンボタクシーによるデマンドを導入した。



▼デマンド導入結果

《29 年度実績》乗客数	5,937 人
運行経費	840 万 4 千円
運賃収入	205 万 7 千円
国保補助	176 万 1 千円
市補助金	245 万 4 千円
赤字額	213 万 1 千円

デマンド導入により市民の満足度や利便性は向上したが、依然赤字を抱える状況には変化はなかった。

▼デマンド改善策の貨客混載事業

市では、デマンドによる利便性を維持しつつ赤字解消に向け、貨客混載事業として「ひと・もの」協働輸送プロジェクトを平成 29 年 11 月からスタートさせた。

これは乗合タクシー業者と物流業者が提携して乗合タクシーが宅配業も兼ねて運搬するというもので、乗合タクシーの利用率の望めない時間帯やタクシー利用者と共に宅配荷物を運搬するサービス。

宅配業者は荷物配達効率化が図られ、乗合タクシー業者は乗合率のロス解消と時間の有効利用により、乗車収入以外の利益を確保できる。

自動車運送業の生産性向上プラン

自動車運送業の担い手不足と人口減少に伴う輸送需要の減少により、過疎地域等において人流・物流サービスの持続可能性の確保が深刻な課題となっている。

自動車運送事業者が旅客又は貨物の運送に特化した従来のあり方を転換し、サービスの「かけもち」を可能とする。

現状	活用門幅化案	
【乗合バス】 <p>350kg未満の荷物を運ぶことが可能 (道路運送法第82条)</p>	【乗合バス】 <p>350kg以上の荷物を運ぶことを可能とする (貨物自動車運送事業の許可を取得) ※350kg未満の荷物を運ぶ場合は、今まで通り許可不要</p>	【タクシー】 <p>荷物を運ぶことが可能とする (貨物自動車運送事業の許可を取得) ※過疎地域に限る</p>
【貸切バス・タクシー】 旅客運送に特化 【トラック】 貨物運送に特化	【貸切バス】 <p>荷物を運ぶことを可能とする (貨物自動車運送事業の許可を取得) ※過疎地域に限る</p>	【トラック】 <p>人を運ぶことを可能とする (旅客自動車運送事業の許可を取得) ※過疎地域に限る</p>
【自家用有償旅客運送者】 <p>自家用有償旅客運送者が自家用自動車でも350kg未満の荷物を運ぶことが可能 (道路運送法第78条第3号の許可を取得) ※過疎地域に限る</p>		



旭川市「旭川市の公共交通計画について」

○所見

高齢化社会の到来による交通弱者に対する公共交通の在り方については、全国の市町村で様々な対策を行っているところである。

その解決策の一つとして本市東和町米川地区で実施している乗合型のオンデマンドタクシーであるが、他市町村と同じように行政支援の上に成り立っており、運営費については将来展望を見込めない状況となっている。

そのような状況の中、旭川市では国土交通省の提唱する貨客混載事業を市の中で過疎地域指定である米飯地区において 29 年 11 月から運用を開始し、全国からも大いに関心を集めているところである。

この、いち早い事業導入の背景にあるのは、20 年度から主要移動機関である大手バス会社 2 社との連携を深め改善を図ってきたことなど、同市の交通政策に対する重要性の認識度合からも伺える。

さらに、市民移動の利便性向上や効率化のために、市街地周辺地区との交通連絡維持に向け、新しい取り組みを随時行ってきているところからも見て取れる。

今回調査した貨客混載への取り組みは本市の交通弱者対策においても参考になる事例と感じた。

旭川市でも始まったばかりの事業ではあるが、将来性において本市においても研究し検討していくことを提言したい。

(2) 北海道東川町 「ひがしかわ株主制度、移住定住促進、『写真の町』によるまちづくり」

○概 要

[町の概況]

東川町は、北海道のほぼ中央に位置し、北海道上川管内の中核都市・旭川市と隣接している。

明治 28 年開拓の鉞がおろされてから、水田農業を基幹産業として、米と工芸、観光の町として発展してきた。道内屈指の米どころ。上水道の無い町。住民すべてが良質な地下水で生活している。

平成 27 年国勢調査人口は 8,111 人、面積は 247.30k m²となっている。

[目的]

全国的な人口減少にあって、人口が右肩上がり増加している。ふるさと納税に民間企業の株主制度を導入したり、移住定住支援も住居から各種生活支援まで細やかな行政支援を行い、「写真の町」宣言、写真映りの良い町民が積極的にまちづくりに関わっている。写真の町によるまちづくりを展開する東川町のまちづくりについて調査する。

[取組内容]

◆ 「写真の町」ひがしかわ株主制度

東川町を応援しようとする人が、東川町への投資（寄付）によって株主となり、まちづくりに参加する制度である。東川町の特色のある事業を投資事業として設定。プロジェクトの中から、投資（寄付）したい事業を選び、投資をすれば、東川町の株主となる仕組み。

制度開始当初から、事業内容、目標金額、期間を明確にした。返礼品で終わらない、投資してから始まる株主制度である。株主証、特別町民認定書の贈呈、株主専用の宿泊施設を無料提供し、東川町に訪れるきっかけを創出、株主が東川町に集い、東川町のまちづくりに参加する。

投資の実績は、投資者延べ人数30,337人、投資額合計600,810,001円、投資者数23,072人。リピート率60%を超える。

[参考] 東川町4つのプロジェクトの内容

	事業の種類	目標金額・募集期間
写真の町プロジェクト	①写真の町整備事業	200,000,000円 H30.12月まで
	②オーナーズハウス建設事業	30,000,000円 H31.3月まで
	③写真甲子園映画制作支援事業	120,000,000円 H29.12月まで
	④写真文化首都創生館整備事業	1,000,000,000円 H31.3月まで
こどもプロジェクト	⑤オリンピック選手育成事業	5,000,000円 毎年の投資額に応じ実施

ecoプロジェクト	⑥水と環境を守る森づくり事業	500,000円	毎年の投資額に応じ実施
イイコトプロジェクト	⑦自然散策路整備事業	500,000円	毎年の投資額に応じ実施
	⑧ひがしかわワイン事業	500,000円	毎年の投資額に応じ実施
	⑨医療型観光施設整備事業	100,000,000円	H30.3月まで
	⑩織田コレクションアーカイブス事業	300,000,000円	H30.3月まで

◆移住定住促進政策

平成5年度には7,000人を切った人口が、平成6年度以降、写真の町事業や各種施策の実施により、平成26年度に8,000人となった。平成30年度6月末現在の人口8,344人（うち外国人326人）

東川町への移住の理由として、地下水、景観、身近な都市機能があげられる。大雪山旭岳を背景に広がる美しい景観を未来の子ども達に残すため、山並みと調和するゆとりと潤いのある住宅景観を推奨。屋根の形や色、外壁の色、住宅の高さや配置、緑地率などを町独自で定めた「東川風住宅」の建築を推奨している。また、道北の中核市・旭川市の中心部から13km、旭川空港から7kmと都市機能が身近に利用できることも魅力である。

また、「子どもを生み育てやすい」まちとして、少子化対策や子育て支援に力を入れている。JETプログラム「語学指導等を行う海外青年招致事業」を活用し、多くの外国人職員を配置、国際交流事業の推進や英語・スポーツ指導、国際理解教育などに力を入れている。2015年には、全国初の公立日本語学校を開校し、世界中から留学生を受け入れている。様々な国際交流の取り組みにより、交流人口を増加させている。

◆『写真の町』によるまちづくり

1985年、写真映りのよい町「写真の町」を宣言。さらに2014年には、写真の町30年の積み重ねを誇りに「写真文化首都」を宣言している。毎年夏には、東川町国際写真フェスティバルや写真甲子園が開催され、写真を通じた交流の輪が国内外に広がっている。町内でも日頃から「写真の町」の美しい景観づくりに取り組んでいる。8,000人の人口を維持しながら、定住人口だけでなく、東川町を魅力に感じ、応援してくれる交流人口を増やし、地域を活性化している。

定住人口8,000 + 交流人口 = 東川町が目指す適疎な町

また、人生の大切な瞬間を残す「婚姻届・出生届」、子どもの成長を温かく見守りたいとの願いが込められている「君の椅子」や「中学校の椅子贈呈」等、一人ひとりの人生の節目を大切にする行政サービスが展開されている。



東川町「ひがしかわ株主制度、移住定住促進、『写真の町』によるまちづくり」

○所 見

東川町は、大雪山から流れ出る自然豊かな恵みの湧水によって、上水道がなく生活する上で、すばらしい環境の下で、特色ある町が形成されている事に気づかされた。

株主制度を導入しプロジェクトの中から東川町に投資（寄付）事業を選べる事により株主が 30,000 人になった。

移住・定住事業については、全国的に少子高齢化に伴い人口減少する中、写真の町として知られるぐらい多くの事業に取り組み、人口増と大きな成果を収めている。特に、20 年間で 330 戸のアパートを新築し、860 人増加している。その中で外国人が 326 人。写真の町としてプロジェクトを多く取り入れる事によって国際的に広まっている表われであると考え。

町内には病院がなく、企業（雇用の場）も少ない状況であるが、人口が増えている理由としては、旭川市に 30 分で通勤・通院ができるメリットがある事、自然環境の豊かさが一番の要因と思われる。さらに若い人が増えている事については、町の活気につながると感じられた。

町長の「3つの“ない”はない」という指針、①予算がない ②前例がない ③他でやらない、このマイナス要素をプラスに転換する発想の中で、職員が一体となって取り組む姿勢から、町民に最高のサービスを提供する前向きな強い気持ちを感じた。

本市においても、市民に寄り添う行政運営を望むものである。

(3) 北海道岩見沢市 「公共施設マネジメントについて」

○概要

[市の概況]

岩見沢市は、道央空知地方東部に位置。道内有数の豪雪地域である。
平成27年国勢調査人口は84,499人、面積は481.02k㎡となっている。

[目的]

本市と同様、合併市であり、多くの公共施設数を有している岩見沢市の公共施設マネジメントの取り組みについて調査する。

比較	岩見沢市	登米市
建築系公共施設数	451 (1,056棟)	743 (1,549棟)
延床面積	約62万㎡	約48万㎡
人口一人当たり延床面積	5.62㎡/人	6.0㎡/人
削減目標	30年間で△30% (19万㎡)	20年間で△25% (37万㎡)

[取組内容]

全国的に、公共施設の老朽化の進行により、一斉に更新時期を迎え、多額の維持更新費が必要になるとされている。岩見沢市では、これらに加え、人口減少や市税の減少などにより、公共施設の管理に要する財源の確保が困難となる懸念と、市町村合併によって引き継いだ公共施設の適正配置という課題があった。

公共施設の適正な保有と配置、維持管理に関する基本的な方針「公共施設等総合管理計画」をまとめ、安全・安心で市民満足度の高い行政サービスを提供しながら、持続的な公共施設等の運営を目指している。平成30年度において、現在公共施設再編基本計画を策定中である。更に平成32年度までに個別施設計画の策定を行う予定。

◆生涯学習センター整備事業 ☞ PFI

生涯学習の拠点施設として中心市街地活性化区域内に生涯学習センターを地元完結型PFI方式により整備。プロジェクトファイナンスも地元金融機関から調達。現在は、指定管理者制度で運営。

◆学校給食共同調理所整備事業 ☞ 統合

老朽化した3ヶ所の共同調理所を統合。学校給食衛生管理基準等に適合した新学校給食共同調理所を整備。

◆栗沢文化交流施設整備事業 ☞ 統合

市民センター・福祉会館と栗沢文化センターの施設機能を統合し、新たな施設として、市民センター敷地に地域コミュニティ活動や文化活動ができる交流施設を整備。類似施設の統合。施設の統合や整備方針について、地域住民とのワークショップ等による合意

形成を丁寧に行った。

◆本庁舎建設事業 ☞ 基本設計中

市民が利用しやすく、簡素で機能性と経済性に優れ、総合的な防災・災害復旧の拠点となる機能を備えるとともに、時代の変化に対応できる新庁舎を整備する。



岩見沢市「公共施設マネジメントについて」

○所見

高度成長及びバブル崩壊期にかけての人口増加により、市民生活の基盤となる公共施設等を数多く整備してきた。これら施設の老朽化による更新時期を迎える事による多額の維持更新費が必要となるとのことであった。

一方で、平成7年をピークに人口減少は進み、市税の減少等による公共施設の管理に要する財源確保が困難となっている現状であった。

さらに、合併により引き継いだ公共施設の適正配置も課題とされていた。

このことは、学校や集会施設等といった、地区毎にある施設の施設量（一人当たりの延べ床面積）が多く、今後この傾向が顕著であることから、コミュニティや市民生活の維持、拠点づくりや移動手段の確保等の視点も併せ持ちながら、施設量も見直しを図っていく必要があると分析をしている。

岩見沢市の面積は本市よりやや小さいものの、人口は概ね同じであることと（どちらも年間1,000人の減少幅）公共施設等の抱える課題における先進地であることなどから、調査を行った。

今後、本市の公共施設等のマネジメントとしては、単に施設削減によりリスク回避だけでなく、施設量や必要性そしてPFIや複数施設の統合等を鑑み、本市に適合するマネジメントを行う必要があると考える。

総務企画常任委員会報告書（要点記録）

1. 期 間 平成30年 8月21日（火）午前10時00分～午後 4時35分
2. 場 所 登米市役所迫庁舎第1委員会室
3. 事件及び目的
（1）議会による事務事業評価（委員評価）について
4. 出席者 委員長 岩淵正宏、副委員長 氏家英人
委 員 佐々木好博、須藤幸喜、熊谷和弘、武田節夫、佐藤恵喜
（企画部）部長 佐藤裕之、次長 平山法之、市民協働課課長 佐藤幸子、
企画政策課課長補佐 平井崇、
市民協働課地域振興係長 小野寺祐喜、
市民協働課市民活動支援係主査 佐々木俊樹
（総務部）総務課長 菅原和夫、総務課課長補佐 箕浦国彦、
総務課課長補佐兼財産係長 佐藤 伸
（議会事務局）千葉敬子

5. 概 要

（1）議会による事務事業評価（委員評価）について

総務企画常任委員会で選定した事務事業について、執行部から事業内容の説明を受け、質疑応答を行った。

その後、委員間討議を行い、委員（個人）評価を行った。

《事務事業評価対象事業》

- ① 市民バス等運行事業
- ② 地域おこし協力隊による地域活性化事業
- ③ ふるさと応援寄附金事業

総務企画常任委員会報告書（要点記録）

1. 期 間 平成30年 8 月23日（木）午前9時00分～午前11時 6 分
2. 場 所 登米市役所迫庁舎第 1 委員会室
3. 事件及び目的
（1）議会による事務事業評価（委員会評価）について
4. 出席者 委員長 岩淵正宏、副委員長 氏家英人
委員 須藤幸喜、熊谷和弘、武田節夫、佐藤恵喜
（議会事務局）千葉敬子

5. 概 要

（1）議会による事務事業評価（委員会評価）について

総務企画常任委員会で選定した 3 事業について、執行部からの事業内容説明を受け、質疑応答、委員間討議を行い、委員個人の評価を行った。

個人評価を集約し、委員間討議を行い、総務企画常任委員会としての評価と今後の方向性を導き出した。

《事務事業評価対象事業》

- ① 市民バス等運行事業
- ② 地域おこし協力隊による地域活性化事業
- ③ ふるさと応援寄附金事業

今後、全員協議会での全体共有、決算審査の審議、9 月定期議会終了後に行う委員間討議での意見を加味しながら、提案・提言内容について検討する。

議会による事務事業評価結果表

総務企画常任委員会

事業名	市民バス等運行事業		
委員会 評価	良好である	理由	<p>市民生活を支える公共交通は、生活の足が必要な人にはなくてはならない事業である。</p> <p>成果目標を利用者数（延べ人数）としており、目標達成していると捉えているが、利用者の多くが通院通学を目的とした固定利用者であり、実人数にすれば目標達成状況は低くなる。利用者数だけでなく、利用満足度を上げる目標設定が必要である。</p>
今後の 方向性	改善	理由	<p>これからは高齢者の免許返納等により、移動手段を持たない市民が増える。交通弱者をどう救うか、市民の日常生活をどう支えていくか、が課題となる。公共交通の現状を市民に知らせ、市民に利用してもらう取り組みが必要である。</p> <p>年間2億6千万円の事業の中で、現状の市民バス・住民バスを維持しながら、より細やかにニーズに応えていかねばならない。地域ニーズを捉え、地域から市内、市内から市外へ移動する住民バス・市民バスの運行ダイヤとルートの再検討、地域の実情に合わせた公共交通形態（乗合バス or デマンドタクシー）の検討、バス料金の受益者負担（市内100円でよいか、市外別料金設定等）の検討、曜日限定バスや目的別バスの運行の検討を行いながら、市民、バス事業者、関係機関と協議の場を設け、バス事業者との契約期間に縛られず、市民ニーズを反映させる仕組みを強化すべきである。</p> <p>「人」を運ぶだけでなく、移動販売等「物」や役所手続き等「事」をつなぎ、地域づくりの手段として公共交通ネットワークを考えなければならない。</p>

事業名	地域おこし協力隊による地域活性化事業		
委員会 評価	概ね適正である	理由	<p>現在は3名が市内で奮起しており、任期を終え登米市に移住した隊員もいる。地域おこし協力隊が着任した地域には、事業の効果が出ている。その頑張りが地域に根付くよう、行政側の関わり方が重要である。</p>
今後の 方向性	拡充	理由	<p>地域おこし協力隊は、市役所・公民館・コミュニティの助っ人ではない。地域興し請負人である。</p> <p>登米市として地域おこし協力隊に何を求め、どんな働きをして欲しいのかが見えない。現状では地域おこし協力隊の活動が市民に知られていない。前例踏襲ではなく、市民や全国に向け積極的に情報発信し、多くの隊員が市内に入り地域の活性化に関わり将来的には移住定住につながるよう、市役所組織や市内コミュニティに制度を理解頂くことが重要だ。</p> <p>地域で市民と地域活動を行いながら第二の故郷「登米市」と思って頂けるよう、隊員任期3年経過後の移住につながる仕掛け（就職、起業サポート等）を考える必要がある。現在、2部3課において地域振興、移住定住、観光振興の地域おこし協力隊員が配置されている。移住を目的とするならば、生活や雇用、各種相談、地域生活アドバイス、起業・就労支援について、一つの部署で細やかなサポートを行う必要があるのではないか。地域おこし協力隊専門窓口を一つにし、様々な相談等に対応し、登米市での生活をサポートしながら、隊員としての活動を支援することが大切である。</p>

事業名	ふるさと応援寄附金事業		
委員会 評価	良好である	理由	<p>ふるさと応援課などを設置し、本腰を入れて取り組むほどの大きな事業である。ふるさと納税額が多い自治体や高額納税者等の動向を自ら研究し、登米市ではどのように寄附を募り、何に活かすかを考える専門セクションがあっても良いのではないか。</p>
今後の 方向性	拡充	理由	<p>数日間で金足農業に1億9千万円の寄附が集まったように、一生懸命な姿に応援したいという気持ちが寄附につながる。全国から登米市を応援したい方々の気持ちをつかみ支援して頂く、寄附のチャンネルを拡充すべきである。</p> <p>登米市出身者の郷土愛や幻のオリンピック等話題性を活かしながら、登米市を選んで頂くような寄附金を活かした事業の設定が必要である。事業の設定には、地域の拠り所である総合支所も関わり、市役所挙げて知恵を絞る。</p> <p>返礼品は、登米市産特産品を知って頂くにはとても有効であり、寄附が増えれば返礼品が増え、生産者も潤い産業振興につながる。市場調査を行いながら、寄附者に喜んで頂ける返礼品を開拓していくと同時に、市内農工商業者にも返礼品の提供を積極的に呼びかける。また、返礼品は物だけでなく、登米市ならではの体験を含めてはどうか。</p> <p>従来からの在仙在京町人会でのふるさと納税の周知に加え、行政視察受け入れ条件としてふるさと納税をお願いする等登米市との縁をつくるきっかけづくりの工夫と、寄附金を活かした事業の実施状況を寄附者にお便りでお知らせする等、出来た縁を長くつないでいく努力が必要である。</p>